（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「住　所」を「住所」に、「氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印」を「氏名（名称及び代表者の氏名）」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第二号中「住　所」を「住所」に、「氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印」を「氏名（名称及び代表者の氏名）」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とする。

別記様式第二号の二及び別記様式第二号の三中「印」を削り、備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第二号の四中「印」を削り、備考を削る。

別記様式第三号中「住　所」を「住所」に、「氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印」を「氏名（名称及び代表者の氏名）」に改め、備考２を削り、備考３を備考２とし、備考４を備考３とする。

別記様式第四号及び別記様式第五号中「印」を削り、備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第六号中「印」を削り、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とする。

別記様式第七号から別記様式第八号の二までの様式中「印」を削り、備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第八号の三㈠中「印」を削り、備考１を削り、備考２を備考１とし、備考３を備考２とし、同様式㈡及び㈢中「印」を削り、備考を削る。

別記様式第十一号の二中「印」を削り、備考を削る。

別記様式第十二号中「印」を削り、備考１を削り、備考２を備考とする。

別記様式第十四号㈠中「印」を削り、備考１を削り、備考２を備考とし、同様式㈡及び㈢中「印」を削り、備考を削る。

別記様式第十五号中「印」を削り、備考を削る。